

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部
改正について

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年条例
第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「(熊本市地域包括支援センター運営協議会が第1号
被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認める
ときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域
包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該
地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によ
ることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項
の」に改め、同項の表中「前項第1号から第3号まで」を「第1項各号」に、「前項第
1号に」を「第1項第1号に」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を第
3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、熊本市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支
援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センター
が担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、お
おむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員

数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第61号)の施行による介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員の配置の基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。